

第26回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和5年4月28日（金）13:30～14:30

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

（政府）岡田大臣、和田副大臣

（事務局）規制改革推進室辻次長、山田参事官

（ヒアリング対象者）

公正取引委員会 審査局 管理企画課 宮本 信彦 課長

経済取引局 調整課 天田 弘人 課長

経済産業省 電力・ガス取引等監視委員会 総務課 田中 勇己 課長

取引監視課 池田 卓郎 課長

取引制度企画室 東 哲也 室長

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 小川 要 課長

電力産業・市場室 吉瀬 周作 室長

4. 議題：

（開会）

大手電力会社の小売部門によるカルテル事案等について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところを御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、岡田大臣、副大臣に御出席いただいております。

それでは、岡田大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○岡田大臣 皆様、お疲れさまです。規制改革担当大臣の岡田直樹でございます。

本日は、御出席ありがとうございます。

前回のタスクフォースでは、大手電力会社において新電力の顧客情報の情報漏えいや不正閲覧が生じたことを踏まえて、構成員の方々から再発防止に向けた提言をいただき、経済産業省において具体策を検討いただくこととなりました。

しかしながら、先月末に公正取引委員会から、大手電力会社の小売部門においてカルテル行為があったことが公表されるなど、公正な競争環境をゆがめる事態が再び生じております。このため、構成員の方々に、電力分野の公正な競争環境の確保に向けた対応策について、改めて御議論をいただくことにしたいと存じます。

本日は、構成員の方々のお考えを整理した提言が示されるともお伺いしております。経済産業省、公正取引委員会の皆様におかれては、提言の内容を踏まえながら建設的な御議論をお願いできればと思います。本日は、どうかよろしくお願い申し上げます。

○山田参事官 岡田大臣、ありがとうございました。

本日御発言される方は、マイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンをお願いいたします。ハウリングを避けるためにイヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務局から御報告がございます。前回のタスクフォース以降、個別分野の規制改革が進展した件について、資料1にまとめて配付させていただいております。本日は時間の関係で説明は割愛いたします。

それでは、議題に入ります。まず、公正取引委員会から10分以内で御説明をお願いいたします。

○公正取引委員会事務総局（宮本課長） 公正取引委員会管理企画課長をしております宮本でございます。

大臣からも御紹介がありましたけれども、先月、令和5年3月30日に公正取引委員会は、中部電力、中国電力、九州電力などに対して、カルテルを行ったとして独占禁止法違反の排除措置命令、課徴金納付命令などを行っております。これについて説明させていただきたいと思っております。

画面共有させていただきます。

資料で言えば、2-2になります。これは今回の概要をポンチ絵として表現したものでございます。

まず、基本的なところですが、今回はカルテルということで、中部電力、中国電力、九州電力、あと関西電力も違反行為者として認定されたのですが、カルテルの構造自体は、関西電力と中部電力及びその子会社である中部電力ミライズ、それから関西電力と中国電力、関西電力と九州電力及びその子会社の九電みらいエナジーという形の3つの合意があるというのが基本的な構造となっております。

本件の背景、経緯でございますが、まず①にありますように、当初は各供給区域内で独占的に電気の小売供給が認められていた。これが、平成12年3月から順次電力自由化が進みまして、従来の供給区域を越えての供給が可能になったわけですが、すぐ競争が

進んだかという、そういうわけではなく、今までの供給区域を越えて供給するというのは限られていた。

それが、②にありますように、平成29年から30年頃にかけて、関西電力が中部電力の供給区域、あるいは中国電力の供給区域、あるいは九州電力の供給区域へと積極的に進出するようになって、ここで競争が進展し、電気料金の水準も低下するというような状況が起きました。

一方で、電気料金の水準が低下したということで、関西電力、中部電力、中国電力、九州電力各社とも、自社の利益を確保して旧一電との安値競争は避けたいという認識を平成30年頃から持つようになった。

それで、平成30年夏頃以降、こういった問題意識を背景に役員級の者が面談を重ねるということで、最終的には平成30年秋頃に、そこに「合意」とありますように、合意としては3つあるのですけれども、基本的にはお互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限するという内容の合意が成立したところでございます。

もう少し具体的に合意の内容を説明させていただきますと、今申しましたように基本にお互いの供給区域で顧客獲得競争を制限するということが共通なのですけれども、その対象としては若干異なっておりまして、この背景としては関西電力の進出と各社の競争がどこで行われていたかの違いによるものと考えられます。

関西電力と中部電力には、そこに大口顧客と書いてありますけれども、具体的には特別高圧需要または高圧大口需要に係る電気の利用者となっております、これに官公庁は含まれておりません。

一方、関西電力と中国電力の合意におきましては、ここに「相対顧客」と書いてありますけれども、こちらは特別高圧需要、高圧大口需要に加えて、高圧小口需要に係る電気の利用者も含まれております。また、中国電力管内に所在する官公庁も対象として含まれております。

これは、関西電力のほうは中国電力管内において積極的に官公庁の入札に参加して顧客を獲得していたのですけれども、中国電力のほうは関西電力の区域において官公庁への入札はほとんど行っていなかったという実情があることによるものでございます。

関西電力と九州電力の間は割と限定されておまして、これは官公庁を対象としているものでございます。背景としましては、九州の場合は関門海峡があって送電線の関係もありまして供給能力が限られているということで、関西電力のほうも九州電力相手の競争は官公庁が中心というふうに限られていたもので、ここでの競争をやめようというような合意につながったと見られます。

時期としましては先ほど平成30年秋頃と申しあげましたけれども、正確に申し上げれば、中部電力は平成30年11月2日、関西電力と中国電力の間では平成30年11月8日、九州電力と関西電力の間では平成30年10月12日となっております。

この合意に基づいて実際にどのようなことを行っていたかということを紹介させ

ていただきます。

例えば関西電力と中部電力の間では、関西電力は中部電力において大口顧客に対する見積もりを提示先を限定するとか、あるいは中部電力は逆に関西電力の供給先において大口顧客の獲得目標を減少させる。あるいは、相手方の供給区域において見積もりを出す際には、顧客獲得が見込まれないような水準での見積もりを提示したり、あるいはそもそも見積もりを辞退するということもありました。また、相手方の供給区域、それから自社の供給区域においても、見積もりの下限値を引き上げるようなことをしておりました

また、関西電力と中国電力の場合も同じように、相手方の供給区域で見積もり提示先を限定するということもありましたが、関西電力は中国電力管内で見積もりの下限値を引き上げたり、あるいは中国電力は見積もり提示する基準を引き上げるようなことをしておりました。

また、関西電力は、官公庁に関しては、供給する電力量が30万キロワットアワー未満の官公庁入札には参加しないと。それから、電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げるということをしておりました、これを中国電力にも伝えております。また、中国電力はこれも踏まえて、中国電力管内の提示価格を上げるということをしております。

それから、関西電力と九州電力におきましては、関西電力は九州電力管内で電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げて、これは九州地区に限らず関西地区においてもそうですけれども、2地区の官公庁入札で提示する水準料金を上げるということを経済電力に伝えておりましたし、これは九電みらいエナジーにも伝わっているという状況でございました。

同じく、九州電力2社も官公庁入札で提示する電気料金を引き上げるということをしておりましたし、また九州電力の2社は関西電力管内で獲得する需要規模については上限を設定するというようなことをして、お互いの顧客獲得活動を制限するということをしておりました。

その結果、各社は自社の供給区域において電気料金の水準の維持・上昇という当初の目的を達成していたということになります。

これがいわゆるカルテル事件の概要で、こういったことに対して公正取引委員会は排除措置命令を行っております。

1点、中部電力に対して排除措置命令を行っていないのは、中部電力が小売供給から撤退して、中部電力ミライズが小売供給を行っているということで、排除措置命令の対象については中部電力ミライズに限定したということでございます。

関西電力につきましては、課徴金減免制度を利用して違反行為を最初に自主申告したというような、コンプライアンス体制が割と整っていて自浄能力を発揮していたということもありまして、今回、排除措置命令の必要性はないと判断したものでございます。

続きまして、課徴金納付命令でございますけれども。

こちらの資料2-1のほうになりますけれども、全体としてこのような形で、中部電力と

中部電力ミライズで総額275億円程度、中国電力で707億円程度、九州電力に対しては27億円程度という形で、総額1010億円以上の課徴金納付命令を命じておりました、関西電力は課徴金減免制度で最初に自主申告したということもありまして、課徴金は免れております。

また、今回、違反の審査の過程で幾つか事実が発見されました。電気事業連合会に対しても申し入れをしております。こういった違反事業者の間の情報交換などが、連合会の会合そのものにおいて行われたわけではないのですが、連合会の機会を利用して行われたとか、あるいは電気事業連合会へ出向したことがある者同士がそこで構築した関係を利用して情報交換を行っていたということもありますので、独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、電気事業連合会に申し入れを行ったところでございます。

また、今回の審査の過程で幾つか電力市場における競争に関わる事実が発見されました。これについては直ちに独占禁止法違反になるというものではありませんでしたが、公正取引委員会としましては今後の電力市場の監視などの材料として役立てていきたいと考えておりますし、同じように電力市場における公正な競争について監視をする立場にある電力・ガス取引監視等委員会にも参考として情報を提供したところでございます。

簡単ではございますが、私のほうの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、委員を代表して高橋委員から、提言書について10分程度で御説明をお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

4月から法政大学に移りました委員の高橋と申します。よろしく申し上げます。委員4名を代表して私から御説明いたします。

資料3を共有しております。

冒頭、岡田大臣からございました、前回のタスクフォースは、3月2日に情報漏えい・不正閲覧の問題を取り上げ、提言させてもらいました。今回はカルテルということですので、非常に残念な行為が続けて起きている。皆さん御存じのとおり、昨年来、エネルギー危機と言われる状況にありまして、電気料金が高騰して消費者も被害を受けていますし、新電力も3割近く既に撤退しているという状況の中で、電力会社さんも赤字で困っているわけですが、こういう中で違法行為が立て続けに起こるのは非常に残念であり、かつ電力システム改革も、経産省の看板政策としてやってきたわけですが、これがもう失敗したと言われかねない、いやもう、危機的な状況になっていると考えております。

一方で、日本は脱炭素を2050年までにやらないといけないという方針もございまして。その大前提が公正な競争環境であることを、当タスクフォースもずっと前から申し上げてまいりました。このような観点から、カルテルあるいはその他の問題について提言を申し上げたいと存じます。

まず、カルテルの問題、これは小売部門ですね。今、宮本課長からかなり詳細な御説明

がございましたので繰り返しません。関西電力さんの会見によれば、「各地で競争が激化し」、これが電力システム改革の目的で、価格競争を積極的にやっていただいていたわけですが、その結果、当然「販売価格が低下するという中で、営業部門と企画部門で営業戦略を議論し、域外での営業活動を縮小しようということを経営として方針を決定して、他社に伝えた」ということですから、こちらは当然独禁法に違反することだと理解しております。

なぜこういうことが起きるのかを考えると、第1にはコンプライアンス意識の低さを指摘せざるを得ない。経営幹部がそれを主導したことも残念ですし、先ほど御報告もありましたけれども、電事連の場や人脈がそういうものに少なくとも間接的には寄与したということも残念です。これはもう電力システム改革とは関係なく、上場企業、大企業はコンプライアンスが不可欠だということです。

2番目が、政府の電力システム改革をないがしろにするような行為を、大手電力さん、旧独占企業ですが、電力システム改革に協力するというでやってこられたはずだったのですが、小売分野でカルテルを行った。小売の全面自由化に背を向けるということは、非常に残念だったと考えております。

他方、カルテルはもちろん重要な問題ですけれども、もう一つ先ほどの御報告にもございました、公取さんの報告書の「第3」のところについても、我々は強い関心を持っております。カルテル、小売部門のことを調査した結果、発電部門についても問題となるような行為があったのではないかとということで、電取委さんに情報提供をされたということです。

先ほどそこまで詳しく触れられませんでした。この発表文書を読みますと、まず、大手電力の発電部門は販売価格を内外差別したのではないかと見られるというのが1点目です。それから、卸電力市場JEPXにタマを供給するわけですが、その際に供給量を絞り込むことをあえてすれば、当然市場価格が上がりますから、市場操作を、「企図」という表現が使われていましたけれども、企図したのではないかとということが2点目です。

3点目が、新電力に対して大手電力さんが卸供給をするというときに、自社の区域内では競争制限をかけていたのではないかと話です。これは現時点ではまだ100%確たるものではないということのようですが、これがもし事実だとすると、発電部門においても問題となる行為が広く行われていたこととなります。これは電事法に違反するおそれもありますし、独禁法に違反するおそれもあるのではないかと考えております。

カルテルは、やはり8割のシェアをいまだに大手電力さんが持っていることが背景にあると思いますが、発電についてもやはり8割前後を大手電力さんがシェアを持っている。その上で、発電部門と小売部門が同じ会社にあるところが多いわけですから、こういうことが起こりやすい構造的な状況があるのではないかと。だからこそ行為規制が重要なわけですが、残念ながら電気事業法にあまり罰則とかがないということは前回も指摘をいたしました。発電部門について今やっぴらっしゃる卸売の内外無差別についても、

自主的取組ということですから、法的拘束力がないことが背景にあるのではないかと考えております。

その上で、この構造的問題に何かしらメスを入れなければ、また同じことが起きるのではないかと我々は危惧をしております。今回はカルテル、小売部門の問題でしたけれども、前回は発送電と小売の問題であり、さらに発電についてもそれがあり、かつ経営幹部がそれに関与しているということです。非常に残念ではありますが、やはり大手電力さんは今後も地域独占でいたい、あるいは発送電一貫でいきたいというマインドで今でも経営が続いているのではないかと考えてありまして、これだと公正な競争環境は残念ながら整備されないということでございます。電力システム改革は三本柱があって、一段落ちついたという雰囲気が一部にはあったわけですが、そうではないだろうというのが私どもの認識です。

もう一つは、前日も電取委の組織のことを提言させていただきましたが、やはり政策当局の責任は残念ながら否定できないと思っております。今回のカルテルの件は、公取さんが自主申告に基づいて摘発されたわけですが、電取委さんも小売市場を監視していたわけですから。この辺りをどう直していくのか、あるいは電力システム改革自体が、方向性はもちろん正しいわけですが、行為規制、構造規制を併せて不十分だと認めざるを得ないと思っております。

日本の90年代の通信自由化の際には、郵政省が非対称規制も行ってしっかりと競争を起こした。あるいは、ドイツでは民営の大手電力E.ONが独禁法違反を欧州委員会から問われて、E.ON自身の経営判断として送電網の売却を提案したこともございました。

やはり政策当局、規制当局が毅然とした競争政策を実施すれば、ちゃんと改革が実行される例はたくさん内外にございますので、これを踏まえて今後我々は改革を続けて、強化していかないといけないという観点から、以下7点項目がございまして、提言を申し上げます。

まず1点目が、コンプライアンスの強化です。これはもう言うまでもないことです。関西電力も、今回自主申告等々ございましたけれども、社内のコンプライアンス委員会が機能したのではないかという話も漏れ伺っております。外部の委員が過半数を占めるコンプライアンス委員会のようなものをつくることは、ぜひ経産省のほうから指導を業務改善命令に明記する形で行っていただきたい。そういうものを柱にして、社員教育も必要です。

あと、今回、経営陣の方々が関わっていたことも大きな問題ですので、社外取締役の方、独立性の高い方を過半数任用することもぜひやっていただければと思っております。

それから、公取さんは、今回我々は非常に評価をしております。しっかりと調べて摘発していただいたのですけれども、これで終わりなのかと言われると、小売部門でここまで大規模なカルテルが行われたわけですから、構造的な措置が必要なのではないかと我々は考えております。ですので、必要な措置、必要な調査を全て行った上でも、小売市場の競争状況がなかなか変わらないという場合には、独禁法の8条の4の適用も含めて、さらな

る措置を検討していただければと申し上げたいと思います。これは2点目です。

3点目は発電部門の話、先ほどの第3の情報提供の話ですが、ここはまだ確たる事実が分かっておりません。情報提供があったということですが、まずは、電取委さんは情報提供を踏まえて徹底調査を行って、事実関係を明らかにしていただきたいと思います。

かつ公取さんも、カルテルの話ではないからあとは電取委さんが、ではなくて、やはり調査のプロであり、ここまで調べられたわけですから、この件は独禁法違反の可能性もありますので、さらに調査をしていただきたいと思います。電取委さんと公取さんもぜひ協力して、対象となる事案は同じですから、真相を究明していただきたいと考えております。

もう少し今後のことを考えますと、4点目、電事法の罰則や制裁が非常に弱いことが今回よくよく分かったと思います。報道によると、経産省も電事法の改正を検討し始めたと同っておりますが、3月2日の提言も踏まえて、直罰化、あるいは課徴金の導入、あるいはカルテルに関連して小売事業の取消要件の明確化とか、そういうことも含めて、ぜひ電事法の改正を考えていただきたい。

発電部門についても、調査の結果、競争阻害行為があったことが分かれば、まずは内外無差別の徹底を、今やっというわけですが、これをぜひ法律で義務づけることをやっていただきたいと思います。これとセットとなるのが会計分離でございますので、まずは、会計分離は少なくともやっというわけですが、これをぜひ法律で義務づけることをやっていただきたいと思います。これとセットとなるのが会計分離でございますので、まずは、会計分離は少なくともやっというわけですが、これをぜひ法律で義務づけることをやっていただきたい。

5点目が、日本卸電力取引所に処分規程があると伺っております。少なくとも今回の事案の中では、市場に対する電力供給量の絞り込みがそれに該当する可能性がございますので、こちらの方もJEPXさんに処分を検討していただければと思っております。

その上で、6点目が、やはり構造的措置が不可避ではないかと私どもは考えております。違法行為の悪質性にも応じて、ぜひ経産省は構造分離の議論を少なくとも始めていただきたい。

具体的には、送配電事業については、前回も申し上げました所有権分離が不可欠であろうと思っておりますし、今回の小売について言えば、独禁法の観点も含めて、シェアをいかに低下させるかを構造的に考えていただきたいと思っております。あと、発電部門の問題が明らかになれば、やはり発電の相互関係が問題になりますので、まずは会計分離でしょうし、それ以降、さらなる法的、あるいは所有権の分離の検討も必要かと思っております。

最後、規制行政の強化。これは前回とほぼ同じ内容です。電取委さんに本当に頑張ってもらいたいと我々は思っておりますので、権限も強化しないといけないし、職員も拡充しないといけないし、独立性も高めないといけないということで、ほぼ前回と同じ提言を書かせていただきました。

以上、これから議論させていただければ幸いです。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

以上を踏まえ、意見交換に入りたいと思います。御発言のある方は「手を挙げる」機能

で挙手をお願いしたいと思います。質問と回答は簡潔をお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、資料3の「提言」のところにございました1から7の項目の1つずつについて意見交換を行っていききたいと思います。

まず、1)のコンプライアンスの強化について、経済産業省はどのようなことをやっていただけるのか、提言を踏まえてお答えいただければと思います。簡潔をお願いします。

○経済産業省（吉瀬室長） この場で提言に対してどうかと問われる想定をしておりますけれども、コンプライアンスは今回の一般送配電事業者の情報漏えい及び小売事業者による不正閲覧、さらにはカルテルを踏まえて、各種の業務改善命令、あるいは行政指導の中において明示的に各社に対して求めているところでございます。引き続き、各社の計画を確認するとともにコンプライアンスの遵守というものを我々としてもしっかりと監督していきたいと思っております。

○山田参事官 大林さん、どうぞ。

○大林構成員 御説明、ありがとうございます。

私は、今回のカルテル等問題発覚のきっかけとなった関西電力からの自己申告について注目したいと思います。

私自身、電力システム改革や自然エネルギー政策の政策提言を行ってきて、電力会社の方々と意見交換させていただく機会はたくさんあります。皆さん、電力の安定供給を使命として自らの仕事に誇りを持って当たられている方々と感じています。そうした方々が今回の事態に対してどのような思いを抱いているかを考えると、非常に胸が痛みます。日々現場で仕事に従事されている方々にとって大変残念な事態ではないかと思っております。

まず、カルテルの主導を経営層自らが行ったと指摘されていること。また、前回指摘した不正閲覧についても多くの社員がコミットをして、中には違法と認識していた社員もいたと。こうしたことをさせてしまう事業実施主体と環境に問題があると考えています。

言うまでもなく、大手電力会社は一部上場企業ですので、先ほどおっしゃっていた内部統制機能、株式上場するためには会社組織全体の整備が行われて、コンプライアンスを満たしていることが前提となっています。その上でこうした事態が起きています。

関西電力が自ら設けたコンプライアンス委員会で今回の事態について指摘をされて、申告に至った経緯を考えると、他各社についても関西電力と同じレベルのコンプライアンス委員会を設ける必要があるのではないかと考えます。関西電力のコンプライアンス委員会は、委員長を含めて外部の識者が半分以上入っていて、社長と執行担当に対して直接指導・助言・監督し、取締役会に定期的に報告する役割を担っています。

一方で、現在の電取委審議会の議論等では、これは情報漏えいに関わる件についてですが、省令で内部統制体制を構築する義務を設ける、先ほどの経済産業省の回答にあったような議論が行われているのみです。内部統制体制は、繰り返しますが、一部上場企業であれば当たり前のことと考えます。重ねて、関西電力と同じレベルのコンプライアンス委員会を設置すべきことを提言したいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかになれば、2)のほうに行きたいと思います。次は、独禁法のさらなる適用ということで、独禁法8条の4の規定の検討について公正取引委員会からどのような対応をいただけるか、御回答をお願いしたいと思います。

○公正取引委員会事務総局（宮本課長） お答えさせていただきたいところなのですが、正直申し上げて、特定の分野について8条の4を適用するために調査をするかどうかということについては、個別事案ということでお答えを差し控えさせていただきたいと考えております。

一般論としては、8条の4の独占的状态に対する措置につきましては、単に独占的な市場構造が存在するというだけではなく、市場において相当な弊害が存在することや、雇用の生活安定の配慮などが要件になりまして、また、事業規模の縮小によってコスト上昇などが見込まれる場合のほかに、あるいは代替的な競争回復措置がある場合には命令を行うことができないというような通常の独占禁止法の違反行為類型より慎重な判断が求められると認識しております。

また、これは市場構造要件のほうなのですが、例えば一事業者の事業分野におけるシェアが過半を超えているということなどが要件となっているのですが、この事業分野は、カルテルなどと言う取引分野よりももう少し広い分野なのですが、これについては地域単位で見ることができるかと。電力の場合で言えば、既にある意味地域ごとに分割されているという状況もありますので、こういった場合の要件適合性についても慎重に判断することが必要と考えているところでございます。

○山田参事官 川本委員。

○川本構成員 川本です。

今の御説明、ありがとうございます。

まさに今、公正取引委員会のほうから御説明があった点について、歴史を振り返りながらさらにお聞きしたいところがあります。そもそも電力産業は経済学上も自然独占といたしまして、独占が一番効率的である、独占を前提としてそれをどう規制するか、ということを経営的には議論してきました。ただ、1970年代ぐらいから、電力産業でも送配電ネットワークを中立化すれば、ほかの産業と同じように競争が可能である、との考え方が世界的にも主流化しまして、日本を含め今に至っているということでもあります。つまり、どの国でも、最初は独占からこの産業は出発するものですから、競争をどうやって導入するかは大きな課題でした。

例えばイギリスは、一つの国の中で全部独占だった。したがって、それ以外に方法がなく、発電の独占会社、小売の独占会社、これを幾つかに分割して競争状態をつくるということをやりました。それが必要だったわけです。

実は、私、2000年代の初頭に、経産省で電力市場整備課長を務めておりました。そのと

きにまさに、日本ではどうするのだという議論になりました。そのときの結論としては、幸いなことに日本には沖縄を除き（相互に連系された）9社の大きな電力会社がある。もし日本全体が一つの市場となって電力間競争が起こるのであれば、日本の場合は独占の弊害を気にする必要はない、イギリスのように分割しなくていい、というのが結論でありました。それで今に至っていると認識しております。

その意味では、今回のカルテルの摘発というのは大変大きな衝撃でした。要するに、電力は各地域で独占だただけではなくて、歴史的な協調体制の下で相互に競争を制限していたことが明らかになりました。つまり電力間競争が起こらないということです。そういう意味ではもう全国レベルで独禁法上の独占的状态に近い、という結論が今回の摘発から導かれるのではないかと今思っています。

こういう歴史を踏まえて判断していく必要があると思います。公取さんの先ほどの回答は、これから慎重に検討するという事柄なのではあるのですが、もうかなり独占状態だということは、今回の摘発で明らかになったのではないかと今思っているのですが、いかがでしょうか。

○公正取引委員会事務総局（宮本課長） 今、川本先生がおっしゃったとおり、もともと当初は電力についてはそもそも地域分割されているということで、そこで競争の余地が働いているのではないかと今思っているのは想定したとは思っているのですが、今回、カルテルという非常に残念な事案であったということはあると思います。

一方で、そういった問題があるのではないかと今思っているのは当然我々も認識しておりますところで、すぐ8条の4かというところ、代替的な競争回復措置がある場合については命令を行うことができないようになっておりますので、本当に9社間で競争ができないのかということについては、もちろんカルテルは明らかに違法となっておりますので、そこについては厳正に対処するとか、今回かなり課徴金額もかかっておりますので、我々としては当然二度とこんなことはせずに競争状態に戻ることを当然期待しているのですが、そういったことも踏まえながら、状況を見ながら検討していくのかなと考えております。

○山田参事官 ありがとうございます。

よろしいですか。

○川本構成員 厳しく状況を監視していただきたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

時間もないので先に進ませてください。次は、提言の3)のところでございます。こちらについて、電取委と公取それぞれから第3の項目についてどのように進めていくのかを御発言いただければと思います。

まずは、電取委。

○電力・ガス取引監視等委員会 3)の公正取引委員会からの情報提供に関してのところでございますが、監視等委員会におきましては、公正取引委員会からいただいた情報につきましては、各電力会社に対してヒアリング等を実施しているところで、さらに実態等々についても把握して、そちらの対応を検討していきたいと思っております。

○山田参事官 公正取引委員会。

○公正取引委員会事務総局（宮本課長） 最初の説明の際にも説明させていただきましたけれども、今回発見した事実につきましては、独禁法の場合、いろいろな排除措置効果とか価格維持効果といったことなども必要でありますので、あるいは今回、実行に移したのではなく、企図にとどまったというものもありまして、今回発見した事実から直ちに独占禁止法違反と認定できるものはなかったということで、調査することは難しいだろうということもありまして、公正取引委員会として調査するものではない。けれども、こういった電力会社の構造は今後の競争にも関わってくるので、電力市場を監視する上で重要な情報だということで、我々、審査部門では当然必要に応じてこういった情報を蓄積して、場合によっては独占禁止法につながるという行為があれば、当然その場合には違反として厳正に対処しますし、実態調査部門に情報提供をいたしまして、今後の監視に役立てていきたいと思っておりますし、そういった同じような今後の市場の監視に役立つという期待を込めて、電取委に情報提供させていただくものでございます。

○山田参事官 大林委員。

○大林構成員 ありがとうございます。

ただ、電取委の議論の中では、単なる形骸的な、こういった企図していたものがあったというような情報提供にとどまっていて、今後監視機能を強めていくため、あるいはどういったことが実際に行われたのかということ进行调查するために十分な情報が提供されていない、そういった審議会の資料がございました。

今回、またコミットメントの前だからといって問題ないという議論が電取委の中で行われていますが、旧一電の差別的な卸売によって新電力の事業活動が困難になっていたとすれば、やはり大きな問題だと思えます。

先ほどの発言とも絡みますけれども、市場支配的な電力事業者にはよりコンプライアンスがより強く求められますし、市場ルール、コミットメントの前だからといって何をやってもいいということではないと考えます。

コミットメントはあくまで自主的取組なので、法律の規制などに比べて弱いので、コミットメントの後でも類似の行為が行われている可能性もあって、徹底調査して厳正な処分を課すべきではないかと考えます。

私に寄せられている新電力の方々からの意見の中には、こうした事態が明らかになったのにさらなる調査が行われないのではないかと、行政の不備ではないかと、絶望感があるといったものもございました。何があっても変わらないのか、そういった御意見です。

この件について、情報提供しましたので、終わってしまうのではなくて、今後ぜひ公取と電取委が緊密に情報共有をして、徹底した調査を行う必要があることを要求したいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○山田参事官 電取委から手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○電気・ガス取引監視等委員会 大林先生、どうもありがとうございます。

先ほどの徹底して、事実を究明をというところでございますが、そこは我々として事実関係をしっかり確認して、もし問題が確認された場合は、電気事業法に基づいてどういった措置が取れるかということも考えてやっていくということも一つの重要な在り方ではないかと当然思っております。

しかし、他方でそれぞれ情報については濃淡がございます。例えば公正取引委員会からいただいた情報提供の中には、既に監視等委員会において対応を取って改善が行われているものもございます。また、当然、ここに挙げられた以外の問題行為もまた一方であると思っております。

したがって、具体的に問題が確認できたものについては指導とか勧告を行っていくことになると思っておりますが、出口はそれだけではなく、漠然とした情報であるけれども、懸念があるといった場合は、例えばそれをガイドラインに盛り込むとか、そういった出口もあると思っております。いずれにせよ、こういった懸念がなくなるよう努力をしていきたいと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

よろしければ、次の論点に進みます。4)の電事法の罰則・制裁の強化についてはどのような対応をいただきますでしょうか。経産省のほうから御回答をお願いします。

○経済産業省（吉瀬室長） この点につきましては、どのような中身にするかということはまだこれからでございますけれども、検討の議論に着手したところでございます。

○山田参事官 八田先生、お願いします。

○八田構成員 八田でございます。

今、電取委とエネ庁さんからそれぞれ御回答があったのですが、一つは電事法に基づいて適正に対処したいということでした。しかし、電事法は、精神としては競争阻害行為をしてはいけないと書いているけれども、具体的に何をしたら違反であって、どういう罰則を設けているのだということは何も書いていないわけですね。

それから、今、エネ庁さんからは適取ガイドラインで対処したいというご回答がありました。しかし、適取ガイドラインでは全然不十分です。先ほど高橋委員が説明されたように、これは電事法の中に明確に競争阻害行為を禁止するという規定を設けるべきではないかと私共は考えております。

電事法をつくったときには電力会社の善意を信頼して一般的な禁止項目だけをつくって、適取ガイドラインを整備することにして、具体的なところは自主的な規律を期待するという建て付けにしたわけです。そうした裏には、政治的な事情から、兎に角電力改革を進めるためには、不十分な体制でもどこからか始めなければならないので、そうせざるを得なかったという事情もあったでしょう。しかし、今回の一連の事件は自主的な規律では全く不十分だということが分かったと思っておりますので、禁止規定を明文化して電事法の中に入れるべきだと思います。

具体的には、まず第1は、例えば大林委員が言われたように、独立のコンプライアンス

委員会を設けようということですね。普通の産業だったら、それをわざわざ電事法に入れなくてもいいのかもしれないけれども、何しろ8割の電力を供給している電力会社が今回のような一連の事態を起こした以上、それを電事法の中に明記することは当然ではないかと思えます。

それから、内外無差別に関しても今まで電取委は非常に苦労して自主的取組を重ねていくという形で進めてきたのですけれども、内外差別が競争阻害行為であることは最初から明らかですよ。圧倒的なシェアを持つ発電側が、内外で価格を差別したら、競争を阻害するのは当たり前です。それをわざわざ自主的取組なんていうことをやって、とにかく非常に弱い電事法の中で制限としていた。これはやはり改めるべきで、今回のような事件があった以上、きちんと内外無差別を定義して、禁止し、違反した場合には罰則を定めるということをするべきではないかと私共は考えています。電取委さん、エネ庁さん、それぞれどういう御意見でしょうか。

○山田参事官　まずエネ庁から手が挙がっています。エネ庁からお願いします。

○経済産業省（吉瀬室長）　ありがとうございます。

2点ほどございまして、まず競争阻害行為を電事法で禁ずるべきだという御提案なのですが、本質的にこれは民間事業者でございます。今シェアが8割ということでおっしゃっておりますけれども、本質的には企業同士で競争するものだと思います。競争するということは、他社との関係では他社にとって競争劣位になるということも含めて本質的にはあり得るということだと思いますが、それを法律上禁ずるというものは、何をもって禁ずるということをおっしゃっているかが、私は理解ができておりません。

また、提言の3ページ目でございます背景として、発電市場において大手電力のシェアが8割前後を占めるというのは現在も現実ではございますけれども、なぜそのような状況が継続しているかということについて、どのように分析、認識をされているかということについてお伺いできればと思います。

○八田構成員　どうもありがとうございます。

まず、企業が競争するものだ、だから、競争阻害行為を法律で規定して禁止する必要はないというなら、独禁法なんて要りませんよね。

独禁法は日本の産業全体に適用するものだけれども、この場合は電気事業ということに対してさらに具体的に競争を促進するための方策をつくらなければいけない。もしちゃんと自主的に競争でやれるならば、法律に書かかれることで競争が阻害される理由がないではないですか。当然これは法律に規定すべきだと思います。

これをしないという議論をする根拠は何なのですか。独禁法は要らないという議論なのですか。

○経済産業省（吉瀬室長）　逆でございまして、独占禁止法は、独占禁止法の中でどういったものを法の規制対象とすべきかというのを規定しておると思います。したがって、完全自由競争でよいならば独禁法は要らないのではないかということではなくて、そういう

自由競争の弊害を是正するために独占禁止法というものが存在していると認識をしております。

一方で、八田先生が今おっしゃっている話は、独禁法よりもかなり進んで民間企業のある種の経営判断を縛っていくということをおっしゃっておるのですけれども、それを法律上義務とすることの法律論としての正当性を私どもはまだ理解ができていないというところでございます。

○八田構成員 競争を阻害して、新電力には全然別の料金を課すということが自由だからいいというわけではないでしょう。そして、これはかつては独占であり、今でもシェアが8割である発電業界に対して特別にやるべきことで、競争促進の観点から独禁法で不十分なところは電事法で補うべきなのではないでしょうか。

○経済産業省（吉瀬室長） 全ての発電事業者に同様の規律を課すべきだということであれば、それはまた一つ別の形での議論ができるのかもしれないのですけれども、その大手電力の8割ということ、これが今後遞減してきたときにどこでそれを解除してよいと思うのかというようなこともあろうかと思えます。その8割というものが何ゆえそういう状況が続いているのかということについてはいかがお考えでしょうか。

○八田構成員 シェアが小さくなったら、当然やめるのですよ。シェアが大きいうちは、規制する必要があるという話です。

○山田参事官 高橋先生。

○高橋構成員 今、啞然としているのですけれども、競争政策が不十分だから8割の状況が続いているわけです。それを何か責任を放棄するような発言に私はびっくりしました。

なぜそういうことが必要かという、それはもともと独占だった市場を自由化したからです。もともと自由化市場であれば独禁法だけでいいわけですけれども、法定独占だったものを自由化したのだから、規制当局がしっかりと厳しい行為規制もしないといけないというのは当たり前のことです。そういう認識だとかなり問題だと思います。

以上です。

○経済産業省（吉瀬室長） 論点がずれておるのですけれども、発電分野において何らかの参入規制が課されているということはないわけですけれども、なぜ参入が進まずに8割という状態が存置されているのかということについての御見解をお聞きしている次第です。

○高橋構成員 圧倒的に既存事業者のシェアが高いということが、一番大きいわけですね。その上で、新規参入者は主として再エネなどに投資したいわけですけれども、このタスクフォースでずっとやってきたとおり、送電網の開放も十分に進んでいない。そういう様々な競争環境に関する要因が重なってこういうことが起きていて、現に今回、まだ疑いの段階ですけれども、発電部門と小売部門がどうも連携して違法行為をした可能性があるということまで明らかになりつつある。しかも、そういう情報はかつてから新電力から何度も寄せられている状況での、御担当者の発言に私はびっくりしました。

○山田参事官 すみません。これ以上この論点には時間がありません。電取委さんから手

が挙がっているので、一言だけ電取委からお答えいただいて、最後の論点に行きたいと思
います。

電取委さん、お願いします。

○電気・ガス取引監視等委員会 一連の問題を受けて、何かしらのコンプライアンスに関
する規制等を電気事業法にも設けるべきではないかということで御質問をいただいたので
御回答を申し上げます。

そういう議論をする前に、まず一体何が原因かというところをしっかりと電取委として
は確認したいと思っています。今、公取から措置を受けた中部電力、中国電力、九州電力、
関西電力に対して報告徴収等を行って、ヒアリング等行っているのですが、そこでは
どうしてこういう問題が起きたのかというところについてはできる限り確かめていき
たいと思っています。その上で、どういった措置が、必要かはあるかと思えます。

○山田参事官 ちょっと時間がないので、5番目の論点と7番目論点は飛ばします。最後、
6番目の論点、構造的措置について、私どもの提言について経産省からどのような御検討
をいただけるのかということをお願いしたいと思えます。6番目の論点、構造的措置。

○経済産業省（吉瀬室長） まず、昨日、当方での有識者会議での議論がございましたけ
れども、今回の一連の不正事案に対する対応として、所有権分離、特に送配電部門の所有
権分離について議論したわけですけれども、それは直接的な対応としては適していないと
いう御評価を有識者の先生方からいただいたところでございます。

以上です。

○山田参事官 委員の先生から何かありますか。

高橋先生、何かありますか。

○高橋構成員 今の御発言が多分全てなのだと思うので、また水かけ論になるかもしれま
せんが、法的分離を決めたのが2013年の電力システム改革の報告書ということで、そこが
出発点になりますが、法的分離が不十分だったことが分かった以上、当然諸外国の実績か
らすると所有権分離という対応になるだろうというのが1つです。

その際に、発販についても特段分けなくてもいい、会計分離すらしていない状況ですが、
今回それだとやはり不十分であることがよく分かったわけですから、1回議論して終わり
ではなくて、構造的な措置の是非を相当な時間をかけて検討すべきではないかと思え
ますが、いかがでしょうか。

○経済産業省（吉瀬室長） 発販の問題というのは、公取委さんからの情報提供のことを
おっしゃっておられるのでしょうか。

○高橋構成員 そういうことです。

○経済産業省（吉瀬室長） そこは、冒頭議論があったように、公取さんと電取委さん
の間での情報内容の確認が行われているかと思えますので、そういったものが進んだ段階で、
それに基づいてどういう対応があるかということを考えていくのだと思えます。

○高橋構成員 所有権分離のほうはいかがでしょうか。特定の委員会でそういう意見があ

ったではなくて、諸外国の事例を踏まえると当然所有権分離は選択肢に上がると思うのですけれども、少なくとも時間をかけてさらに議論をすることはないのでしょ

○経済産業省（吉瀬室長） 所有権分離が選択肢に上がることにつきましては、2013年から状況としては変わっていないということで認識をしております。

○高橋構成員 2013年の状況は今回大きく変わったと思いますが、いかがでしょうか。

○経済産業省（吉瀬室長） それに対する再発防止策として、情報の管理の徹底やガバナンスの強化、あるいはその実施を確実化していくための、先ほど御議論ございましたような行政処分あるいは罰則の強化ということを含めて検討していった上で、それに加えた所有権分離というものについては直接性が低いという御評価をいただいたと認識をしております。

○山田参事官 ちょっと時間がないので、消化不良ではありますけれども、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思

最後に、和田副大臣、それから岡田大臣から、それぞれ御発言をいただければと思います。よろしくお

○和田副大臣 副大臣の和田でございます。

本日は、経済産業省、公正取引委員会、委員の皆様

ウクライナ危機に端を発しました世界的なエネルギーの供給制約の中、エネルギーの安定供給は極めて重要ですが、その一方で、決して公正な競争の確保が忘れられることがあってはなりません。安定供給と公正競争の両立という二兎を追うことは非常に難しい課題であり、各国とも試行錯誤をしながら進めていると承知をしております。

我が国においても、今回のカルテル等の不適切事案の反省を踏まえて、どのような制度を構築し、執行すべきなのか、本日の議論を踏まえて経済産業省及び公正取引委員会において検討を進めていただければと存じます。

本日は誠にありがとうございました。

○山田参事官 岡田大臣、お願いいたします。

○岡田大臣 構成員の皆様、また、経済産業省、公正取引委員会の皆様、本日は真剣に御議論いただき、お礼を申し上げます。

再生可能エネルギーの普及・促進の観点だけではなくて、電力会社から電気料金の値上げが申請されている中で、国民の皆さんに御理解いただくためにも再発防止策を講ずることは極めて重要であると考えています。

取り得る対策は様々考えられるところであり

本日はありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、YouTubeの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を随時更新いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。